

## 野外焼却(野焼き) Q&A

**Q** 家庭から出るごみや廃材、剪定した樹木・刈り草を簡易焼却炉などで焼却できますか？

**A** 家庭から出るごみや剪定枝などについては市町村等に引き渡して処理を行うことが一般的であり、これらの野焼きについては日常生活を営む上でやむを得ず行われるものには当たらないことから、法律により原則禁止されています。

**Q** 野焼きはなぜいけないのですか？

**A** 野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染（PM2.5など）の原因となるため、周辺住民に大変な迷惑となります。

また、野焼きでは焼却温度が200度～300度程度にしかならないため、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となります。

なお、政令で定める焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却は生活環境に与える影響が軽微であることを前提としており、状況によっては軽犯罪法等他の法律等による処罰の対象となる場合がありますので、行政として野焼きを奨励するものではありません。

**Q** ごみはどうやって処分するのですか？

**A** ごみの分別区分に応じて町内のごみ集積場所へ出してください。町内のごみ集積所に出せない大きさ（長さ50cm以上の剪定枝など）や大量の除草・落葉などは処理施設へ直接持ち込んでください。詳しくは、各戸に配布されている「ごみの分け方・出し方」を確認してください。

**Q** 消防署へ届出を行ったので、野焼きはできますか？

**A** 禁止されています。消防署への届出制度は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって野焼きが合法化されるわけではありません。